

資 料 提 供	
平成 2 7 年 3 月 2 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (亀 井)
電 話	0857-26-7043

平成 2 7 年 2 月定例県議会付議案（第 1 次追加提案分）

議案第 6 4 号 鳥取県税条例等の一部改正について（税務課）

平成 27 年度税制改正による地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。
(概 要)

①個人県民税

- ア 住宅ローン減税措置の対象期間を平成 31 年 6 月 30 日まで（現行 平成 29 年 12 月 31 日まで）に延長する。
- イ 確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合、寄附金税額控除額に加え、申告特例控除額を控除する。

②法人事業税・法人県民税

- ア 資本金 1 億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を 2 年間で 4 分の 1 から 2 分の 1 に段階的に拡大する。
- イ 法人税における所得拡大促進税制の要件を満たす法人について、付加価値割の課税標準から給与増加分を控除する特例措置を設ける。
- ウ 資本割の課税標準について、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、当該合計額を課税標準とする。また、法人県民税均等割の税率区分の資本金等の額を資本割の課税標準に統一する。

③地方消費税

- 地方消費税の税率の引上げの施行日を平成 29 年 4 月 1 日（現行 平成 27 年 10 月 1 日）に変更する。

④不動産取得税

- ア 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置（4 %を 3 %に軽減）を 3 年延長する。
- イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置（2 分の 1 に軽減）を 3 年延長する。
- ウ 買取再販事業者が既存住宅を取得し、2 年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合に税額を減額する特例措置の申告手続等を定める。

⑤県たばこ税

- 旧三級品の製造たばこに係る特例税率を 4 年間で段階的に廃止する。

⑥自動車取得税

- エコカー減税の対象車について、平成 32 年度燃費基準に置き換えるとともに、軽減の区分を 5 段階（現行 3 段階）とし、2 年延長する。

⑦狩猟税

- 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者に係る狩猟者登録について、税率を 2 分の 1 とする特例措置を設ける。

[地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行 ほか]

議案第 6 5 号 鳥取県男女共同参画推進員の任命について（人事企画課）

鳥取県男女共同参画推進員に任命することについて、議会の同意を求める。

氏 名：入 澤 博 和

議案第66号 鳥取県男女共同参画推進員の任命について（人事企画課）

鳥取県男女共同参画推進員に任命することについて、議会の同意を求める。

氏 名：衣^{きぬ}笠^{がさ}優^{ゆう}子^こ

議案第67号 鳥取県男女共同参画推進員の任命について（人事企画課）

鳥取県男女共同参画推進員に任命することについて、議会の同意を求める。

氏 名：田^だ中^{なか}俊^{しゅん}一^{いち}